

新型コロナウイルス感染症関連の保証制度一覧表（令和2年6月18日現在）

制度	協会制度			県制度融資「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」				県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」				
	認定書	セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号		セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号	認定書なし
対象者	売上要件（※1）	20%以上減少	15%以上減少	5%以上減少	20%以上減少	15%以上減少	【小規模個人事業主】（※2） 5%以上減少	—	20%以上減少	15%以上減少	10%以上減少	
	業歴要件	3か月以上			3か月以上							
制度限度額（※3）	2億8,000万円（うち無担保8,000万円）		2億8,000万円（うち無担保8,000万円）	2億8,000万円（うち無担保8,000万円）	3,000万円 （令和2年6月18日から限度額が4,000万円に引き上げられました）				8,000万円			
融資期間（据置期間）	・ 運転資金 10年以内 ・ 設備資金 10年以内		・ 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・ 運転資金 10年以内 ・ 設備資金 10年以内	・ 運転資金 10年以内（据置期間5年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間5年以内）			—	・ 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間3年以内）	・ 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・ 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間3年以内）	
返済方法	一括返済または分割返済		均等分割返済	一括返済または分割返済	均等分割返済（ただし、融資期間が1年以内の場合、一括返済も可）				均等分割返済			
保証料率	年0.70%	年0.80%	年0.68%	年0.85%⇒0.00% （ただし、経営者保証免除の場合、年1.05%⇒0.00%） （※4）		年0.85%⇒0.425% （ただし、経営者保証免除の場合、年1.05%⇒0.525%） （※4）		—	年0.60%	年0.80%	年0.58%	年0.28%～1.20%
融資利率	金融機関所定の金利				年1.90% （ただし、当初3年間は年0.00%）		年1.90%		年1.30%		年1.40%	
責任共有	対象外（100%保証）		対象（80%保証）	対象外（100%保証）		対象（80%保証）		対象外（100%保証）		対象（80%保証）		
取扱期間等	指定区域：全都道府県 指定期間（※5）： 令和2年2月28日～ 令和2年9月1日		指定期間： 令和2年2月1日～ 令和3年1月31日	指定業種：全業種 指定期間： 令和2年5月1日～ 令和3年1月31日		保証申込受付期間：令和2年5月1日～令和2年12月31日				保証申込受付期間：令和2年4月28日～ 令和2年10月31日		
必要書類	・ 認定書			・ 認定書 ・ 申込書（様式第1号） ・ 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応の適用を受ける場合） ・ 金融機関チェックシート				・ 認定書 ・ 申込書（様式第1号） ・ 売上減少状況等報告書（様式第3号-2） ・ 資金使途明細表（様式第5号）				・ 申込書（様式第1号） ・ 売上減少状況等報告書（様式第3号-2） ・ 資金使途明細表（様式第5号）

※1 売上減少率は、「直近1か月売上高実績」と「今後2か月を含めた3か月間の売上高見込み」の両方が前年同月比で基準を満たすことが必要です。

※2 小規模個人事業主とは、常時使用する従業員の数が20人以下のものをいいます（商業またはサービス業は5人以下。ただし、宿泊業および娯楽業は20人以下）。

※3 セーフティネット保証（4号、5号を含む）の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）、危機関連保証の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）は、一般保証の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）とは各々別枠です。

※4 条件変更に伴い生じる追加保証料は、事業者負担となります。

※5 指定期間は、3か月ごとの調査の上、必要に応じて延長されます。